

JDA NO.116

令和3年7月31日
発行〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 <http://www.untendaikoukyoukai.or.jp>

JDA第26回通常総会開催 6月21日(月) 東京・鉄鋼会館



（） 公益社団法人全国運転代行協会の第26回通常総会を、6月21日（月）午後1時半から東京都中央区の鉄鋼会館において開催いたしました。今回の開催は、昨年に続き、新型コロナウイルス感染拡大防止策を踏まえて3密を避けるため、少人数・短時間での実施としました。

冒頭、丹澤会長が挨拶を行った後、以下の議案審議に入り、第1号から第4号議案について、全て承認・可決されました。

JDA 第26回通常総会議決事項

第1号議案 令和2年度事業報告・収支決算報告の件

第2号議案 令和3年度年度事業計画案の件

第3号議案 令和3年度収支予算案の件

第4号議案 役員選出（補充）の件

昨年から続いている新型コロナウイルスの影響により、大変なご苦労をされている会員の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

また、日々、感染拡大防止策を講じながら、業務に邁進されている方々に深く感謝申し上げますとともに、コロナ禍が一日も早く収束し、通常営業に戻られますことを願っております。

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会

会長 丹澤 忠義

公益社団法人 全国運転代行協会 第26回通常総会



昨年発生した新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、大変厳しい状況が続いている中、公益社団法人全国運転代行協会の第26回通常総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日々、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、大変な思いで業務を行っておられる会員の皆様に、心から感謝申し上げます。

ご存じのように、昨年から続いているコロナ禍の影響は誠に甚大であります。運転代行事業者の中には、残念ながら廃業せざるを得なくなった方も少なからずおられますし、また、事業縮小や休業をせざるを得なくなったと窮状を訴える声が、これまでに当協会へ数多く寄せられております。

当協会は会員及び事業者からの悲痛な声を真摯に受けとめ、唯一の業界団体として、代行事業者の皆様が事業を継続できるよう、代行事業者支援の陳情を、国及び47都道府県に対して、令和2年度においては5月と2月に行いました。【注】

運転代行業は、各都道府県公安委員会認定の事業体であり、「飲酒運転根絶という重要な社会的使命」を担っており、安全・安心な国民生活のために、なくてはならない存在です。昨年4月、緊急事態宣言が発令された際には、国土交通省から、「国民生活の安定確保に不可欠な事業者」、いわゆるエッセンシャル・ワーカーのひとつの業種として位置づけられ、緊急事態宣言下であっても事業継続を求められた交通サービスです。

会員の皆様が厳しい状況に置かれていることは重々承知しておりますが、今こそ、「運転代行業の存在意義」を再確認していただき、この苦難を乗り越えていただくことを切に願っております。また、当協会では、今後も関係省庁や都道府県に対して、支援要請の陳情を継続していくことで、どうぞ会員の皆様におかれましては、それぞれの地元において、公益社団法人の活動として、行政への働きかけをお願いしたいと思います。

終わりに、新型コロナウイルスの影響が一日も早く解消され、皆様の事業が回復することを、心より祈念いたしております。

【注】 詳細については、P.6をご参照下さい。

第26回通常総会 概要報告

6月21日に開催しました第26回通常総会は、皆様のご協力により無事終了いたしました。昨年に引き続き、行政から3密回避の指導があり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、規模縮小・時間短縮での開催となりました。また、密集を避けるために、会員の皆様に「書面議決による出席」を依頼したことにより、本人出席21名、委任状出席28名、書面議決による出席67名で、合計116名という出席状況となりました。

また、4つの議案審議については、全て承認・可決されました。以下に、各議案の概要を掲載いたします。

第1号議案 令和2年度事業報告・収支決算報告の件

公益社団法人として、定款に定められた当協会の事業に加えて、国土交通省から発出された『安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策』及び『利用者保護対策』に示された内容に基づき、「利用者保護を主眼とした運転代行サービスの向上と普及促進」を実現するための事業を推進しました。

また、コロナ禍における会員及び代行事業者を支援するために、令和2年4月の緊急事態宣言が発令された際には、関係省庁大臣・長官及び都道府県知事宛てに、「運転代行業者に対する事業存続のための支援措置の創設」に関する要望書を、全国の事業者約4,000社からの支援要望の署名とともに提出しました。更に、今年1月の緊急事態宣言の再発令時には、当協会に寄せられた事業者からの支援要請の訴えと、運転代行の共済を引き受けている2団体から当協会への緊急要望を踏まえ、再度、関係省庁大臣・長官及び都道府県知事宛てに「代行事業者支援に関する緊急要望書」を提出しました。

新型コロナウイルス感染防止対策としては、「運転代行業における感染予防対策のガイドライン」を作成し案内するとともに、事業者が感染防止対策を実施していることを示す「随伴車貼付用ステッカー」と「飲食店向けチラシ」を作成し、感染拡大予防の徹底と、安全・安心な運転代行業をアピールしました。

事業年度計画として掲げていた公益事業1～3【注】の実施状況については、公益事業1及び2は、政府からの要請による3密回避の感染予防対策等に鑑み、講習会は中止又は延期を余儀なくされました。しかし、今年3月には、感染予防対策を十分に講じたうえで、当協会沖縄県支部主催にて「運転代行業者の事業存続に係る研修会」を開催しました。公益事業3の「優良運転代行業者評価制度」の第4期については、令和2年度中に開始すべく、委員会を開催し協議を重ねてきましたが、新型コロナ感染症の影響により延期となりました。

また、(株)Alpaca. Labとの協働事業として進めてきた「運転代行配車アプリ『エアクル』」については、令和2年8月のリリースから利用者が順調に増えており、令和2年12月の受注件数は月間約2,000件にのぼっています。この配車アプリは、運転代行業の活性化と利用者サービスの向上を目的として開発されたものであり、「利用者の待ち時間の短縮」や「事業者の業務の効率化」に繋がっているという評価をいただいています。なお、「エアクル」に参加するためには、法令順守や損害賠償措置等に関する事前審査が厳格に実施され、運転代行業の適正化と健全化にも貢献するものであり、今後、沖縄県外への展開を見据えています。

以上の説明に対して、賛成多数により、原案のとおり承認・可決されました。

【注】 公益事業1～3の内容は以下のとおり。(第2号議案についても同様)

- (公益事業1)交通安全に寄与するための交通安全講習会の開催
- (　〃　2)交通安全に寄与するためのキャンペーン及び広報活動
- (　〃　3)優良運転代行業者評価制度の実施

第2号議案 令和3年度事業計画案の件 及び

第3号議案 令和3年度収支予算案の件 (議長からの一括審議の提案が出席者により承認)

公益事業1～3及びその他の事業については、監督官庁である内閣府の指導の下、令和2年度の事業を継承するよう計画しました。については、定款に定められているとおり、交通安全と飲酒運転を抑止するための事業を行うとともに、国土交通省から発出された『安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策』及び『利用者保護対策』に示された内容に基づき、運転代行業における利用者保護を主眼とした運転代行サービスの向上と普及促進を実現するための事業についても、継続して推進します。

また、交通環境の変化に伴い、運転代行業の将来像を中心及び地方の行政とともに創造する必要があることから、運転代行業が両者の地域交通に果たす役割を見い出し、運転代行業の更なる発展を目指します。あわせて、新型コロナウィルス感染拡大による運転代行業への影響を踏まえ、関係省庁及び地方自治体に対する支援要請を昨年度に引き続き行うべく、理事会に提議し、具体策を策定し行政に対して要請していきます。

昨年度に新たな試みとしてスタートした「(株)Alpaca. Labとの協働事業である運転代行配車アプリ『エアクル』」については、業界の発展と健全化・適正化に向けた取り組みの一環であるため、引き続き、その普及と利用促進に協力していきます。

また、令和3年度の収支予算案については、公益認定の要件である「収支相償(収支の適正バランス)」「公益目的事業比率2分の1以上」及び「遊休財産保有の制限」に基づき、立案しました。

以上の説明に対して、賛成多数により、原案のとおり承認・可決されました。



AIRCLE(エアクル) 配車アプリ

第4号議案 役員選出(補充)の件

辞任した理事の補充を行うため、令和3年度5月期の理事会審議を踏まえて選出された、理事候補者2名が事務局から読み上げられました。その後、各候補者について、議長が議場に諮ったところ、両候補者とも賛成多数により承認され、そして選任された両者はともに役員への就任を承諾しました。新任理事は以下の2名であり、その任期は令和4年に開催される総会までです。



理事
佐々木朝邦
(宮城県)



理事
大原宜夫
(奈良県)



新型コロナウイルス感染拡大における 「運転代行事業者支援に関する要望書」の提出状況及び活動報告

1. 行政への代行事業者支援に関する要望書等の提出状況

(1) 令和2年3月

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業収益の激減に対する支援措置の要望」を、国土交通大臣へ提出

(2) 令和2年5月

「運転代行事業者に対する事業存続のための支援措置の創設について」の要望書を、全国の運転代行事業者約4,000社からの支援要望の署名とともに、関係省庁(内閣総理大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣、経済産業大臣)及び47都道府県知事へ提出

(3) 令和3年2月

「運転代行業支援の緊急要望書」を警察庁長官、国土交通大臣及び47都道府県知事へ提出

※当協会からの要望書提出にあわせて、各支部においては独自に陳情活動が行われています。

全国各地の支部活動については、当協会ホームページ掲載の「活動報告」をご覧ください。

※令和3年度においても、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した代行業者支援の緊急嘆願書」及び「コロナワクチンの運転代行業の従事者への優先接種嘆願書」を、47都道府県知事へ提出しました。

2. コロナ禍における代行事業者支援のための「セーフティネット保証の追加申請」

令和2年4月、国土交通省からの「セーフティネット保証の追加申請」に係る調査結果を踏まえ、運転代行業がセーフティネット保証第5号の対象業種として追加指定されました。なお、令和3年度についても、今年5月に当協会を通じて調査が行われ、対象業種として再指定される見込みです。調査にご協力いただきました会員の方々に御礼申し上げます。

3. 「運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の制定

代行利用者及び代行業従事者への感染を防ぐために、令和2年6月に「運転代行業における感染予防対策ガイドライン」を作成し、会員へ配布しました。そして、令和3年3月には同ガイドラインを改定し、業務の流れに沿った予防対策をわかりやすく掲載した第2版を作成しました。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

4. コロナ感染対策実施に係る広報活動

会員が新型コロナウイルス感染防止対策を実施していることを、利用者や飲食店に知らしめるために、令和2年9月、「随伴車貼付用ステッカー」及び「飲食店向けチラシ」を作成し、会員事業者に配布しました。

5. 都道府県支部による要望活動の成果について

「当協会からの国及び各都道府県への陳情」と「各支部の会員による地元自治体への積極的な支援要望」との相乗効果により、いくつかの自治体では、運転代行事業者が支援金給付の対象に追加される等の成果が出ています。当協会事務局では、引き続き、代行事業者支援のための取り組みを精力的に進めてまいりますので、会員各位の地元においても、今後とも、窮状を乗り越えるために代行事業者間の団結を強められ、地元自治体に対して、「内閣府認可の公益社団法人の信用力」を武器として、『運転代行業は飲酒運転根絶の担い手として社会になくてはならない交通サービスである』ことを訴えられ、効果的な支援要望を行われますよう、お願ひいたします。